

# 大阪家庭裁判所における 家事手続案内について

---



令和6年6月13日  
大阪家庭裁判所

# 第1 家事手続案内の基本

## 1 はじめに

---



家事相談

法律相談？

身上相談？



平成20年から「家事手続案内」に名称変更

# 第1 家事手続案内の基本

## 1 はじめに



御意見をお聞かせいただきたいこと

- ◆ 効率的かつ適切に事情を聴取するにはどのようにすればよいか。
- ◆ 利用しやすさの観点から工夫や改善すべき点はないか。

# 第1 家事手続案内の基本

## 2 家事手続案内の意義・目的

---

◎家事手続案内とは、家事事件の手続に関する説明、案内である。

- ・家庭裁判所の手続を利用することの可否
- ・申立ての概要や必要書類
- ・手続の進行

について手続的な観点から説明・案内



◎国民に家庭裁判所の手続を利用しやすくするとともに、受付事務の円滑な処理に寄与することを目的とするものである。

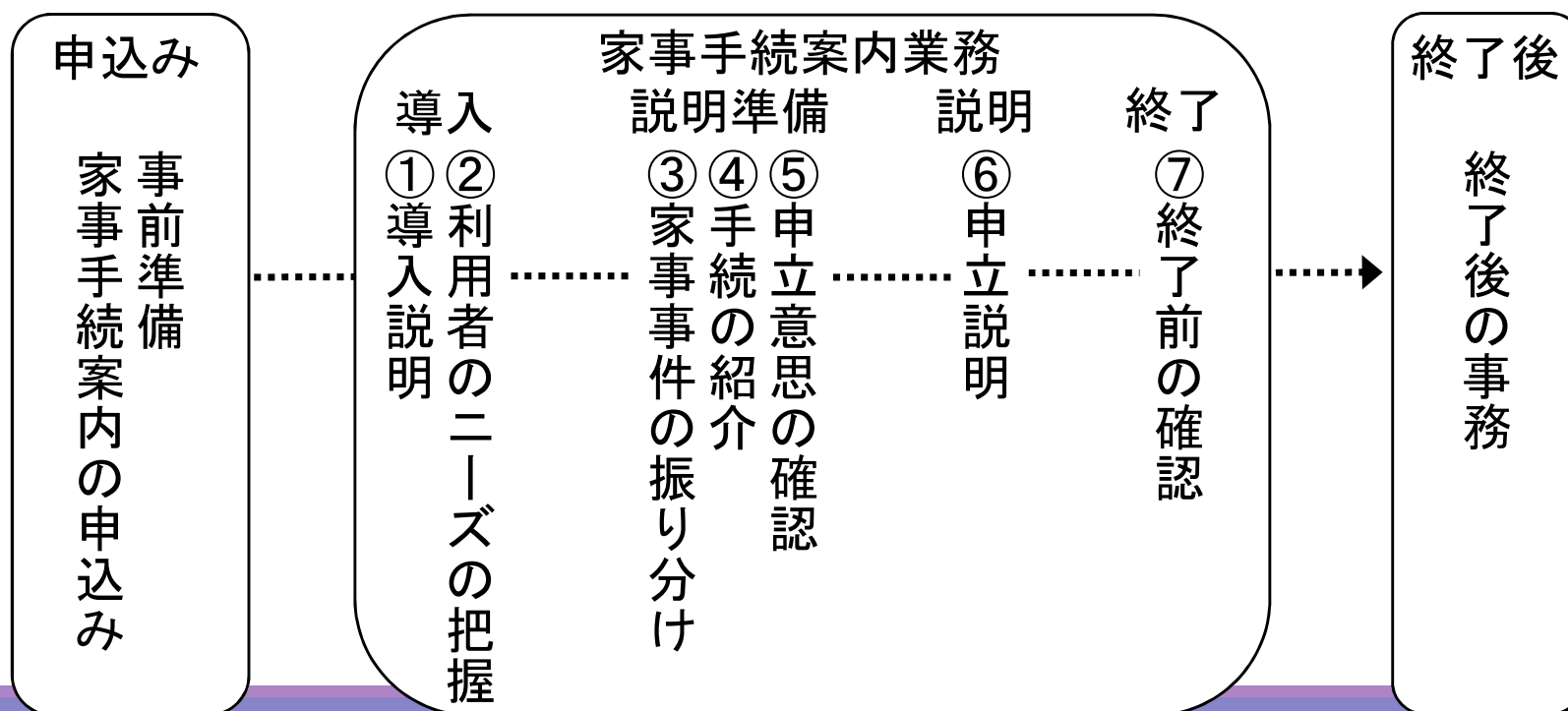
家庭裁判所を利用したくても、申立てをためらう人も。

- .....→
- 家庭裁判所で扱う事件の手続について正確な情報を提供し、家庭裁判所を利用しやすくする。
  - 家庭裁判所の手続を利用できるものとそうでないものを選別し、受付事務及びその後の事件処理の円滑化

# 第1 家事手続案内の基本

## 3 家事手続案内の内容

◎家事手続案内では、家庭裁判所の手続利用の可否に関する説明や具体的な申立手続の説明、案内を行う。



# 第1 家事手続案内の基本

## 3 家事手続案内の内容

家事法別表第一関係	
成年後見	
(1) 後見開始	(家事法別表第一の1の項)
(2) 後見開始の審判の取消し(民法19条2項において準用する同条1項による場合を除く。)	(# 2の項)
(3) 成年後見人の選任(民法843条1項による場合を除く。)	(# 3の項)
(4) 成年後見人の辞任についての許可	(# 4の項)
(5) 成年後見人の解任	(# 5の項)
(6) 成年後見監督人の選任	(# 6の項)
(7) 成年後見監督人の辞任についての許可	(# 7の項)
(8) 成年後見監督人の解任	(# 8の項)
(9) 成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長	(# 9の項)
(10) 成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	(# 10の項)
(11) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	(# 11の項)
(12) 成年被後見人に関する特別代理人の選任	(# 12の項)
(13) 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託及びその囑託の取消し又は変更	(# 12の2の項)
(14) 成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与	

§ §

§ §	
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	
127 性別の取扱いの変更	(# 126の項)
児童福祉法	
129 都道府県の措置についての承認	(# 127の項)
129 都道府県の措置の期間の更新についての承認	(# 128の項)
130 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	(# 128の2の項)
131 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認	(# 128の3の項)
生活保護法等	
119 施設への入所等についての許可	(# 129の項)
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	
130 保護者の順位の変更及び保護者の選任	(# 130の項)
破産法	
134 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	(# 131の項)
135 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	(# 132の項)
136 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理	(# 133の項)
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	
137 遺留分の算定に係る合意についての許可	(# 134の項)

家事法別表第二関係	
婚姻等	
(1) 夫婦間の協力扶助に関する処分	(家事法別表第二の1の項)
(2) 婚姻費用の分担に関する処分	(# 2の項)
(3) 子の監護に関する処分	(# 3の項)
(4) 財産の分与に関する処分	(# 4の項)
(5) 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	(# 5の項)
親子	
(6) 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	(# 6の項)
親権	
(7) 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	(# 7の項)
(8) 親権者の指定又は変更	(# 8の項)
扶養	
(9) 扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し	(# 9の項)
(10) 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	(# 10の項)
相続	
(11) 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	(# 11の項)
遺産の分割	
(12) 遺産の分割	(# 12の項)
(13) 遺産の分割の禁止	(# 13の項)
(14) 寄与分を定める処分	(# 14の項)
(15) 遺産の分割の禁止の審判の取消し又は変更	(家事法197条)
特別の寄与	
(16) 特別の寄与に関する処分	(家事法別表第二の15の項)
厚生年金保険法	
(17) 請求すべき按分割合に関する処分	(# 16の項)
生活保護法等	
(18) 扶養義務者の負担すべき費用額の確定	(# 17の項)

# 第1 家事手続案内の基本

## 4 家事手続案内の難しさ

◎利用者の意向をよく聞かないと誤った手続を案内しかねない場合





# 第1 家事手続案内の基本

## 4 家事手続案内の難しさ



- ★利用者のニーズ把握
- 家事事件の振り分け
- 漏れのないように事件の申立てについて説明

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 1 担当職員

---

- ・利用者のニーズ
  - ・家事事件の振り分け
- 法律的素養や実務慣行の理解が必要

……▶ 家事部所属の調査官、書記官が担当(当番制)



## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 2 受付時間

---

◎月曜日～金曜日（祝日・年末年始等の閉庁日を除く）

午前9時半～午前11時半 午後1時～午後3時半

◎毎月第2、第4火曜日は午後5時から午後6時半まで延長

（1・4月の第2火曜日、12月の第4火曜日、8月中を除く）

※ 予約なし、番号札の順に対応

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 3 案内場所

---

家事手続案内室(個室)

(写真省略)

事務室内の受付窓口(オープン・カウンター)

(写真省略)

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 4 手続の流れ

---

①家事受付前の待合コーナーを訪問

(写真省略)

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 4 手続の流れ

---

②「家事手続案内カード」に用件を記入

(写真省略)

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 4 手続の流れ

---

③番号札を発券して待機

(発券機)

(待合コーナー前の表示パネル)

(写真省略)

(写真省略)

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 4 手続の流れ

---

#### ④家事手続案内の実施

- ◆ 家事手続案内の留意事項の説明
- ◆ 案内時間は20分以内が目安
- ◆ 内容によっては法テラスや弁護士会の連絡先を紹介





## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 5 専門係における案内

---

- ◆ 遺産分割の申立て ……▶ 遺産分割係
- ◆ 成年後見、保佐、補助、未成年後見の申立て ……▶ 後見係
- ◆ 不在者財産管理、相続財産管理の申立て ……▶ 財産管理係
- ◆ 人事訴訟関係 ……▶ 人事訴訟係

※配慮が必要な方の場合 …… 付き添ってご案内  
ある程度お話を伺った場合… 専門係に連絡を取る

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 6 家事手続案内の実績

令和5年度実績(年間総件数2987件、一日平均約12件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
実施日数	19	19	22	20	20	22	20	22	20	21	20	20	245
総件数	225	266	<u>311</u>	<u>203</u>	240	243	226	219	277	269	267	241	<u>2987</u>
1日平均	11.84	14.00	14.14	10.15	12.00	11.05	11.30	9.95	13.85	12.81	13.35	12.05	<u>12.19</u>

## 第2 当庁における家事手続案内の取扱い

### 6 家事手続案内の実績

令和5年6月実績（月間総件数243件）

案内希望の多かった手続  
(専門係へ案内したケースも含む)

- |           |      |        |
|-----------|------|--------|
| ①「相続放棄」   | 113件 | (約47%) |
| ②「離婚調停」   | 30件  | (約12%) |
| ③「氏の変更」   | 13件  | (約5%)  |
| ④「遺言書検認」  | 9件   | (約4%)  |
| ⑤「子の氏の変更」 |      |        |
| 「親権者変更」   | 各8件  | (約3%)  |
| ※ 案内対象外   | 7件   | (約3%)  |

利用者の男女比

男性44：女性56

利用者の年代

- ①50代（約25%）
- ②60代（約18%）
- ③40代（約18%）

※年齢不明を除く

## 第3 家事事件手続案内を巡る問題

### 1 家事事件手続案内の工夫・改善

手続案内利用者アンケートを実施（令和2年度）



いただいた御意見を手続案内に反映

次ページから具体例



# 第3 家事事件手続案内を巡る問題

## 1 家事事件手続案内の工夫・改善

### ◎具体的な改善内容

#### 1 担当職員への意識づけ

- 手続の流れを的確に教えてほしい
- 例を挙げて分かりやすく説明してほしい
- もう少しゆっくり話してほしい



意識して手続案内を行うよう、担当職員に説明・意識づけ

# 第3 家事事件手続案内を巡る問題

## 1 家事事件手続案内の工夫・改善

### ◎具体的な改善内容

#### 2 手続案内に関する庁舎の案内表示を改善した。

- ・ 手続案内の場所が分かりにくい
- ・ 案内表示をもっと分かりやすくしてほしい



- ・ 案内表示板に「家事手続案内」と表示
- ・ 来庁者がどこに行けば良いか分かる大きなフローチャートを掲示
- ・ 待合コーナーに発券機があり、「家事手続案内」のボタン
- ・ 手続案内室には、いずれも手続案内室である旨を表示

## 第3 家事事件手続案内を巡る問題

### 1 家事事件手続案内の工夫・改善

#### ◎具体的な改善内容

#### 3 大阪地家裁HPから、手続案内ページへの分かりやすいアクセス

- ・見方が分からなかった
- ・アクセスや受付時間が記載されていなかった気がする



大阪地家裁トップページ → 「よく見られるページ」 → 「裁判手続を利用する方へ（地裁、簡裁、家裁）」 → 「4. 大阪家庭裁判所の手続案内」 → 「1 家事手続案内について」 → 本庁及び支部の所在地や受付時間帯が記載されているページ

# 第3 家事事件手続案内を巡る問題

## 2 電話による家事手続案内の対応

### ◎裁判所ホームページの案内

#### 【裁判所のホームページ】

最高裁が開設(「裁判所」で検索)

全国的に共通した事項について掲載

各庁独自のサイトあり



#### 【大阪家庭裁判所のホームページ】

「大阪家庭裁判所の手続案内」(「大阪家裁 手続案内」で検索)

申立書式 { 「3申立てに使用する書式等(書式集)」のリンク  
          { 「大阪家裁 書式」で検索



## 家事手続案内について

[トップ](#) > [各地の裁判所](#) > [大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所](#) > [裁判手続を利用する方へ](#) > 家事手続案内について

大阪家庭裁判所では、家庭内の紛争や悩みごとについて、家庭裁判所で利用できる手続には何があるか、その手続を申立てるにはどうすればよいかということについての説明を、面談形式で行っています。費用は掛かりません。また、予約の必要はありません。

ただし、案内内容は手続に関する説明ですので、どうしたらいいかのアドバイスや申立てが認められる見込みなどをお答えすることはできません。

※ 電話による手続案内は行っておりません。

### 1. 大阪家庭裁判所（本庁）

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く。）の午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後3時30分までです。

また、毎月第2、第4火曜日（1月の第2火曜日、4月の第2火曜日、8月の第2、4火曜日及び12月の第4火曜日を除く。）は、午後5時から午後6時30分までの時間も受付を行っています。

[所在地はこちらをご覧ください。](#)

#### 裁判手続を利用する方へ

窓口案内（大阪地方裁判所（管内支部を含む）、管内の簡易裁判所）

窓口案内（大阪家庭裁判所（管内支部を含む））

▶ 大阪府下の管轄

▶ 担当裁判官一覧

▶ 裁判所の民事手続について

▶ 民事訴訟等手続に必要な郵便切手一覧表

▶ 民事事件記録の閲覧・謄写手続について

▶ 申立て等で使う書式例

▶ 専門部、執行官室、調停係からの手続案内

## 第3 家事事件手続案内を巡る問題

### 3 家事手続案内についての誤解の解消

---

#### ◎ 家庭裁判所の役割についての誤解

- 裁判所の立場(公平中立)
- 行政機関とは異なる機関であること

次ページに具体例

- ……▶ 「家事手続案内のご案内」を使って説明等をするが・・・
- ……▶ 手続案内の前提となる説明や事情聴取に応じていただけないことがある



私、離婚した方がいいのでしょうか？  
別居のまま生活費をもらった方がいいのでしょうか？



身上相談にはお答えできませんので、ご自身でお考え下さい。



法律相談にはお答えできませんので、弁護士さんにご相談ください。

離婚できますか？  
養育費はいくらくらい貰えますか？

申立ての理由はどない  
書いたらええんや？

裁判所はあなたの立場に  
立てませんので、ご自身で  
お考えください。

分からんから聞いてんね  
んやんか！

相手方もあることなので、  
お答えできません。

お役所仕事やなあ！



戸籍が必要なんやったら裁判所で取ったらええやんか！

申立書には手続に必要な戸籍を添付してください。

法律で申立人にご準備いただくことになっています。

手間も金もかかるがな！  
ほんまにお役所仕事やなあ！！



弟は親の世話せんかったくせに、  
遺産はくれといひよるねん…。今  
までのこと聞いてえなあ。

(色々あったんだろうけど、こちらの  
説明を聞いてくれないとなあ…)

(事情を聴きたいのに、全然聴けな  
いなあ…)



説明はええから、はよ手続  
そっちでせえや。



# 庁舎内見学

---

2班に分かれて、案内場所をご覧ください。

- ・●●委員～●●委員…1班

見学(5分程度) → 休憩(〃)

- ・●●委員以降の方々…2班

休憩(5分程度) → 見学(〃)



## 第4 意見交換

### 御意見をお聞かせいただきたいこと

---

#### ◎最後に

- 裁判所の立場(公平中立)をご理解いただいていない方
- 業務外の事務について要望される方
- 感情的になっている方

……▶ 様々なあい路がある中、20分以内で、事情聴取・家事事件の振り分けをしなければならない





## 第4 意見交換

御意見をお聞かせいただきたいこと



◆ 効率的かつ適切に事情を聴取するにはどのようにすればよいか。

◆ 利用しやすさの観点から工夫や改善すべき点はないか。